

高齢者を守る成年後見制度 ～事例から学ぶ制度利用～

被虐待者である高齢者の権利を擁護するための支援の1つとして、成年後見制度の利用を検討することがあります。適切に制度につながるよう支援する必要がある一方、具体的な制度利用に向けた手続きに困難を感じることも少なくありません。申立人が不在等の場合、市長申立ての検討が必要となることもあります。

本研修では、市長申立てによる成年後見人等選任までの基本的な流れを知るとともに、被虐待者が成年後見制度の利用につながった事例を通じて被虐待者である高齢者を支援するチームに求められる役割について理解を深めます。

日時 令和7年 7月11日(金) 9:30~11:30

【受付】
9:15~

場所 ひと・まち交流館京都 3階 第4・5会議室

対象 京都市内の介護保険事業所及び区役所・支所保健福祉センター等の職員

定員 100名(先着順)

参加費
無料

内容 「市長申立てによる成年後見制度利用の流れ」

◆京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課

在宅支援係長 村石 佑介 氏

講師

「高齢者虐待と成年後見制度について」

◆一般社団法人 げんてん社会福祉士共同事務所

認定社会福祉士 大釜 訓 氏



◀◀【お申込みはこちら】

京・福祉の研修情報ネット

申込期間

6月7日(土)~7月4日(金)

※本研修の受講にあたり、成年後見制度の市長申立てに関して悩んでいることや質問等があれば、申込みフォーム「相談したいこと」欄にご記入ください。返答をお約束するものではありませんが、講義への反映を検討します。

主催・問合せ 京都市長寿すこやかセンター(運営 社会福祉法人京都市社会福祉協議会)

電話:075(354)8741 〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83-1 「ひと・まち交流館京都」4階

*主催者から、各参加者への受講決定通知は送付いたしません。

【注：以下は申込先ではございません】

今後の研修案内のメール配信登録を希望の場合は Google フォームからメールアドレスのご登録をお願いします。

Google フォームを使用されない場合は、sukoyaka@kcsw.jp に

①法人名 ②事業所名 ③配信先メールアドレス ④連絡先電話番号を記載の上、送付ください。

